

秘密保持約款

この秘密保持約款（以下「本約款」という）は、株式会社ジインズ（以下「当社」という）が提供するサービス「JEDR/JMDR powered by Acronis」およびその関連サービス（以下併せて「本サービス」という）の提供、利用、試用、障害調査、問い合わせ対応、運営、管理、セキュリティの維持、品質の維持または改善、およびこれらに付随する業務（以下「本サービス等」という）に際して、当社または本サービス等の利用者（以下「お客様」という）のいずれかの相手方より提供されまたは開示される秘密情報の取り扱いに関する条件を定めるものです。

第1条 定義

本約款における「秘密情報」とは、本サービス等を通じて取得されるログ、アラート、端末、ネットワーク、アカウント、設定等のデータおよびそのメタデータを含む、本サービスの提供等に際して相手方より秘密として開示された一切の情報をいいます。

第2条 利用目的

秘密情報の利用目的は、本サービスの提供等とします。

第3条 秘密保持義務

当社およびお客様は、相手方の事前の書面（電子媒体を含み、以下同じ）による承諾なしに秘密情報を第三者に開示または漏えいしてはならず、本サービスの提供等の目的以外に使用してはならないものとします。

2 次の各号に該当する情報は秘密情報から除外します。

- （1）開示を受けた時点で既に公知であった情報
- （2）開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
- （3）開示を受けた時点で既に自己が秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
- （4）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得した情報
- （5）相手方の秘密情報によらず独自に開発した情報

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号による場合には、当社およびお客様は相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に秘密情報を開示することができるものとします。

- （1）当社およびお客様が、法令上の守秘義務を負う外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等をいう）に相談する必要がある場合
- （2）当社およびお客様が、法令の規定もしくは官公署、裁判所等の公的機関から判決、決定、命令、規制（金融商品取引所の規則を含む）または要請に基づく開示を行う必要がある場合

4 第3項第2号に基づき秘密情報の開示が行われた場合には、当社およびお客様は相手方に対し、当該開

示がなされた旨を速やかに通知しなければならないものとします。

5 当社およびお客様は、本サービスの提供等の目的のために本サービスの提供等に係る業務の一部を委託する第三者（以下「委託先等」という）に対し秘密情報を開示するにあたっては、相手方から書面による当該秘密情報の開示の承諾を得ることとします。

6 当社およびお客様は、委託先等へ秘密情報の開示を行う場合には、当該委託先等に対し、当該秘密情報が秘密保持義務の対象になっている旨を通知するとともに、本約款と同等の秘密保持義務を課さなければならないものとします。

7 当社およびお客様は、委託先等が前項に定める秘密保持義務に違反した場合、相手方に対して当該違反について責任を負うものとします。

8 当社およびお客様は、本サービスの提供等において取得した相手方の秘密情報を、不特定多数のユーザーの入力データを学習に利用する可能性のある生成 AI サービス（チャットサービスを含むがこれに限らない）へ入力しないものとします。ただし、相手方が生成 AI サービスの利用を禁止する旨を明示しておらず、利用する AI サービスが入力データを学習に利用しないことが利用規約等により確認されている場合はこの限りではありません。

9 当社およびお客様は、本サービスの提供等の目的のために秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員に限り秘密情報を開示できるものとします。

第4条 情報の処分

当社およびお客様は、本約款の有効期間が終了する場合または相手方から要求があった場合、相手方の指示に従い、秘密情報を処分、廃棄または返却しなければならないものとします。

2 前項にかかわらず、当社およびお客様は、次の号に該当する秘密情報を保持できるものとします。

（1）本サービスの提供等を行うために必要なもの（本約款の有効期間中に限る）

（2）法令または内部規定等により保存が義務付けられるもの

3 前項第2号に基づき秘密情報を保持する場合には、当社およびお客様は、本約款に規定する義務（秘密保持義務を含むが、これに限らない）を遵守する条件の下で、本約款の有効期間が終了した後も引き続き秘密情報を保存することができるものとします。

第5条 発注または試用による同意

本約款は当社 Web サイト（<https://www.jins.co.jp>）に掲載します。お客様が書面または口頭により本サービス等の発注もしくは試用の申し込みをした時点またはその意思表示した時点で、本約款のすべての内容に同意したものとみなします。

第6条 有効期間

本約款は、お客様が本約款に同意した時点から本サービス等のすべてが解約されるまで、または本サービス等のすべての試用を終了し、お客様が書面もしくは口頭により発注しない意思表示するまで効力を有します。

2 本約款の有効期間の終了後も、第3条（秘密保持義務）、第4条（情報の処分）および第10条（準拠法および管轄裁判所）の規定は、なお有効に存続するものとします。

第7条 約款の変更

当社は、合理的な理由に基づいて本約款を変更することができます。変更後の約款は当社 Web サイトへの掲載または書面によってお客様へ事前に通知し、当該通知にて定められた適用日から効力を生じるものとします。適用日以降に本サービス等を継続して利用する場合は、変更後の約款に同意したものとみなします。

第8条 個別合意との関係

当社とお客様との間で、本サービス等に関して、本約款と異なる秘密保持に関する個別の合意がある場合には、本約款と抵触する範囲において、当該個別の合意を優先して適用するものとします。

第9条 Acronis へのデータ提供

第3条第1項、第5項および第6項にかかわらず、当社は、本サービスの提供等に必要な範囲で、秘密情報を含むデータまたはそのメタデータを Acronis に提供し、または Acronis に取り扱わせることができるものとします。

2 前項に基づき Acronis に提供される情報は、Acronis のソフトウェアライセンス契約（<https://www.acronis.com/ja-jp/support/eula/>）に基づいて取り扱われるものとします。

第10条 準拠法および管轄裁判所

本約款は日本法に準拠し、本約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本約款は、2026 年 10 月 1 日より施行します。

以 上
株式会社ジインズ